



6 浄化槽について

Q⁴⁸

合併処理浄化槽の補助金制度について教えてください。

A

新築住宅に浄化槽を設置する方に、設置費用の一部を補助します。
また、単独浄化槽(し尿のみを処理)や、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ設置替える場合も補助対象となる場合がありますので、詳しくはご相談ください。

○補助の対象になる方

下水道などが整備されない、または市街化調整区域などにある専用住宅などの建物に、これから合併処理浄化槽を設置する方。

(注意事項)

- ・浄化槽を設置する場所に下水道などの計画がある場合、補助の対象とならない場合があります。事前に水質管理課までご相談ください。
- ・補助金の交付を受けたい方は、必ず工事着手前に申請してください。

問 水質管理課 計画指導グループ ☎633-2001

Q⁴⁹

浄化槽の維持管理について教えてください。

A

① 保守点検及び清掃について

浄化槽の機能を保つためには、定期的な保守点検と清掃が必要です。
保守点検は市に登録した浄化槽保守点検業者に、清掃は市の許可を受けた浄化槽清掃業者にそれぞれ依頼してください。業者一覧はホームページで確認できます。

② 法定検査について

定期的な保守点検のほかに、毎年1回、法に基づく水質検査が必要です。
詳しくは、お客様が保守点検を委託している業者、または(一社)栃木県浄化槽協会(電話番号:028-633-1650)にご相談ください。

浄化槽保守点検業者一覧●<http://www.city.utsunomiya.lg.jp/josuido/user/jokasou/1002623.html>

浄化槽清掃業許可業者一覧●<http://www.city.utsunomiya.lg.jp/josuido/user/jokasou/1002620.html>

問 水質管理課 計画指導グループ ☎633-2001

Q⁵⁰

浄化槽の設置後、どのような届出が必要ですか？

A

次のような場合には、届出や報告が必要です。

- ・浄化槽の使用を開始したとき
- ・管理者(使用者)を変更したとき
- ・浄化槽の使用を休止・廃止したとき

問 水質管理課 計画指導グループ ☎633-2001